

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		費用返還額決定
根拠法令及び条項		生活保護法第63条
所 管 部 課 係 名		総合福祉部生活支援課生活保護係
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第1項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	【基準】 法第63条の規定による。 (費用返還義務) 第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和4年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）